

様式 12

令和 6 年 4 月 10 日

茨城県知事 殿



茨城県守谷市立沢字野目里塚 982 番地 1  
医療法人社団 桐雙会  
理事長 金子正剛 印  
電話 0297 (34) 0115

決 算 届

令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

## 様式12

### [添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

#### A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

7. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

#### B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、11及び12は社会医療法人に限る。)

8. 純資産変動計算書
9. キャッシュ・フロー計算書
10. 附属明細書
11. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
12. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。  
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。  
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 桐 雙 会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 茨城県守谷市立沢字野目里塚 982 番地 1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 1 月 26 日
- (4) 設立登記年月日 平成 5 年 2 月 2 日
- (5) 役員及び評議員

氏 名	備 考
省 略	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第 1 項参照)

[別 紙]

様式 1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	かねこ整形外科クリニック	0812410710	茨城県守谷市立沢字野目里塚 982 番地 1	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【      】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[      ]書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 2月 26 日 令和4年度決算の決定

令和5年 12月 17 日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式2

法人名 医療法人社団 桐雙会  
 所在地 茨城県守谷市立沢字野目里塚982番地1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財産目録  
 (令和5年12月31日現在)

1. 資産額	237,271 千円
2. 負債額	31,709 千円
3. 純資産額	205,562 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	156,370
B 固定資産	80,901
C 資産合計 (A+B)	237,271
D 負債合計	31,709
E 純資産 (C-D)	205,562

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式 3-2

法人名 医療法人社団 桐雙会  
 所在地 茨城県守谷市立沢字野目里塚982番地1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
 (令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	156,370	I 流動負債	30,886
II 固定資産	80,901	II 固定負債	823
1 有形固定資産	12,316	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産		負債合計	31,709
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	68,585	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	19,270
		II 積立金	186,292
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	205,562
資産合計	237,271	負債・純資産合計	237,271

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式4-2

法人名 医療法人社団 桐雙会  
 所在地 茨城県守谷市立沢字野目里塚982番地1

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

損益計算書  
 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	223,983
2 事業費用	226,236
本来業務事業損失	2,253
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事 業 損 失	2,253
II 事業外収益	1,546
III 事業外費用	707
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	707
法人税等	185
当期純損失	892

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 梶雙会  
 所在地 茨城県守谷市立沢字野目里家982番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

## 関係事業者との取引の状況に関する報告書

## (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
[REDACTED]							
[REDACTED]							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 桐雙会  
理事長 金子 正剛 殿

私は、医療法人社団桐雙会の令和5会計年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年2月17日

医療法人社団 桐 双 会

